

川西市水運用基本計画等構築支援業務委託に関するプロポーザル評価委員会設置要領を次のように定める。

令和4年6月27日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭聖

(設置及び目的)

第1条 川西市水運用基本計画等構築支援業務委託の委託事業者(以下「委託事業者」という。)をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市水運用基本計画等構築支援業務委託に関するプロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、委託業者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、当該委託に係る実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した委託事業者を決定する方法をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領及び提案依頼書の確認に関すること。
- (2) 業務提案書等の審査に関すること。
- (3) 委託事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は上下水道局長を、副委員長は上下水道局副局長をもって充てる。
- 3 委員は、水道技術課長、浄水課長、経営企画課長をもって充てる。
- 4 前項に定める委員のほか、川西市上下水道事業管理者が必要と認めるときは、川西市上下水道事業管理者が指名する者をもって委員に充てることができる。
- 5 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき(やむを得ず出席できない場合を含む。)

は、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する職員に代理させるものとする。

6 委員は、委員長の許可を得て、実務担当者を同席させ、意見を聴くことができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議に付する必要があると認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

4 議事は、参加委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査方法)

第7条 委員会は、業務提案書類及びプレゼンテーションの審査及び採点結果により順位を決定した後、上位の事業者の委託業務スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、委託事業者を決定するものとする。

(実施手順)

第8条 前条の規定による審査は、川西市水運用基本計画等構築支援業務の目的及び趣旨を達成しうる内容であるかについて行うとともに、委託事業者の提案内容について、別に定める評価基準に基づき、提案金額、効果、効率性等の観点から審査及び採点を行う。

2 前項の審査の結果、川西市水運用基本計画等構築支援業務の目的及び趣旨を達成していないと判断した場合は、その理由を付すものとする。

3 第1項の審査及び採点については、原則として相対評価により点数を付与し、点数の高いものから順位を決定する。

4 委員会は、前3項の規定による審査及び採点の結果を事務局に提出し、事務局で集約を行った後、前条に規定する順位を決定するものとする。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、この要領が施行された日から川西市上下水道局と委託事業者が契約を締結する日までとする。

(事務局及び庶務)

第10条 委員会の事務局及び庶務は、上下水道局経営企画課において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(失効規程)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。